

パリのパン価高騰と社会政策

——一八五三〜五六年——

堀 井 敏 夫

【要約】 米価問題が日本史の一面を明らかにしてくれるように、パン価の問題は、パリの社会史・行政史の深みをのぞかせてくれる。一八五三年のフランスでは、小麦も、じゃがいもも不作で、パリのパン価は暴騰しはじめた。これは、庶民の生活費を一挙に二、三割も押し上げるようなもので、このために過去の革命前夜のごとき兆候さえいち早く現われ始めた。当局は、穀物輸入の促進などの通常の策を取るとともに、都知事オスマンの指導のもと、あるユニークな政策、「相殺方式」を採用することに漕ぎつけた。パンの原価の高騰は三年間の長きにわたったが、この方式の成功によって、パンの消費者価格は終始低く安定し続け、したがって、恐れられていた社会危機も到来せず終わった。

史林 第五五卷第三号 一九七二年五月

序

フランスはパンの国である。大きな棒状のパンをむき出しにかかえた人々が街を歩き交う。「フランス人とは」と聞えば人は「パンを食べる人種だ」と定義する^①。食堂でパンをお代りするのはフランス人であり、お代りしても料金を取られない場合が多いのはフランスの料理店にてである。パンの消費量が著しく減っている二〇世紀でさえそうである。本稿が扱う一九世紀半ばでは、一番少ないパリでも一人一日五〇〇グラム平均を下らず（現在の倍量）、殊に下層の人びとは八〇〇から一、〇〇〇グラムを摂取していた。つまり必要カロリー量の八、九割をパンに頼っていた人びとも多かったということになる。それだけにパン問題は重要であった。

パリにおけるパンの歴史は血なまぐさい。フロンドの乱で飢餓に駆られた民衆はパン屋を襲って殺している。バスチーユ占領の夏の終り、パン不足におびえた民衆はフランソワというパン屋の首をしめている。^③一九世紀に入っても、凶作の年の秋にはパン屋の前で騒動が起って警察が動き出すこともしばしばであった。^④凶作でパン価が高騰すればするほど市民は、業者の売り惜しみやパンの量目不足に神経を尖らせていたからである。パン行政が市庁の管轄ではなく治安の責を負う警視庁の管轄であったことも意味深い。バスチーユ占領の日は、パンの値段が一八世紀全体を通じて一番高かった日であり、二月革命の前年の夏にもパン価は大天井を記録した。

「革命の世紀」に食生活の不安が民衆運動の動機の一つであるということは、すでに多くの歴史家によって研究されている。^⑤しかしながら、為政者がどういう政策でもってこの問題に対処したかということについては、一八世紀の大革命期の「最高価格制」についてなどを除けば、殆ど研究されていないのが実状である。ナポレオン・ボナパルトの登場以来少なくとも七〇余年間にわたりパリ独特の諸政策が実施されていたことは、フランスの学界に勿論知られて居り、あるものは標準的な世界史概説書にさえ言及されているが、^⑦実は研究がなされていなかったのである。その理由は、ソルボンヌの教授たちによれば「この問題は、常に煩瑣で多量の行政文書と会計文書の両方を扱わなければならないために、今まで難かしいものとされて扱われなかったのである」と。^⑧筆者のフランス語論文は、パリのパン問題とその対策について一九世紀を扱った最初の研究である。論文の構成は、(一) フランス大革命から第二共和制まで(六〇余年間)を第一章として略述し、(二) 第二帝政期(一八八一年間)を第二・第三・第四章として詳述しているものである。本稿はこの中の第二章を書き直したものであり、第二帝政初期の四年間、一八五三―五六年に限ったものである。

ルイ・ナポレオンが皇帝の座に着いた翌年(一八五三年)に、フランスは小麦の非常な凶作に見舞われ、しかも一年置いて一八五五年、五六年の作柄も悪く、小麦価格が上がってパン価は忽ち倍に騰貴した。一八四八年の「赤の恐怖」は遠のきつつあったにしても、この頃なお共和主義者たちの陰謀の危険が全くなかったとは言えない時期であり、誕生後間もな

い第二帝政の政府は、何としても民衆の社会不満と騒擾を避けねばならなかった。そのために政府は、穀物輸入の諸制限を解く。リヨンではパン屋に対する統制を強める。ルールでは貧しい者にパン引換券を無料配布する。そしてパリとリモージュでは、パンの公定価格制 *taxation* を相殺方式 *systeme de compensation* によって維持して行く政策が取られた。「相殺方式によるパンの公定価格維持策」というのは、非常に興味深い経済統制であり独特の社会政策である。小麦価格したがってパンの原価がどんなに高騰しても、パンの販売価格は公定で比較的低い一律の価格に据え置くことを強制する。そしてこの原価 *prix réel* と公定価格 *taxe* との差額、貸与金 *detaxe* を公的機関がパン屋に貸与して置くのである。やがて小麦価格したがってパン価の低落期がめぐってくると、パンの原価がいくら低くなっても販売価格はやはり公定で、原価よりはやや高く売ることを強制する。そして公定価格と原価との差額、取立金 *surtaxe* を先の公的機関が取り立てる。もってこの公的機関は高騰期の貸与金と低落期の取立金とを相殺するというのである。これに似た方策はハーグやロシアで小規模に実施されたいと、筆者は在仏中に聞いたが、パリの第二帝政下におけるほど秩序立ち徹底して遂行されたことは世界史上例を見ないであろう。本稿は、この特異な物価対策の採用過程と貸与金の交付を主題とする。

史料は、パリ行政図書館と警視庁古文書館を主として、パリの七つの古文書館・図書館に保管されているものを網羅的に利用した。^⑩

(一) 都知事・警視総監の手紙・通達などを含む古文書箱の文書。^⑪ (二) パンの公定価格に関する公示ビラ類。^⑫ (三) 国家参事院 *Conseil d'Etat*・貴族院・立法院・諸省の会議録・報告類。^⑬ (四) 法律・勅令・省令など。^⑭ (五) 都知事・警視総監の発した条令 *arrêté*・命令 *ordonnance*・通牒 *circulaire*・訓令 *instructions* など。中でもこれらについては、ほぼ見落しがなると確信できる程に、^⑮各種条令集、^⑯パリ古文書館の *Serie VD 4*、^⑰警視庁古文書館の *DB 306* などに徹底的に目を通した。(六) 会議への、都知事・警視総監・委員会の報告書類。^⑱ (七) 都議会議事録。なお市会議事録は現存しないので、当時の公報その他における抄録や転載を利用した。^⑲ (八) 『パン金融公庫運用会計報告』全七巻。^⑳ (九) パン屋またはその同業組

合が出した手紙・請願書など。^① (H) 市公報・民間の新聞などの定期刊行物。^② これら使用した史料は、この種の研究にありがちなように多岐にわたり、量も目録だけからして欧文タイプ二八頁にのぼり、その上同種のものでも所収(印刷物)・所在(館・箱・束)がさまざまである。本稿では、いたずらに紙面をふさぐことを避けるために、依拠史料の表示を省略したり略記したりしたことを寛して頂きたい。

史料の豊富さと反対に、参考文献は少ない。ほぼ当時を生きた人の体験・現状分析としては、都知事オスマンの『回想録』第二卷やニソン、デュカンの著作が重要である。^③ 後世の研究書としては、現在まで三冊を数えるに過ぎず、しかも別の主題を扱う中でごく簡単に触れられているだけで、研究の手はじめに役立つに過ぎない。^④

① DANINOS (Pierre), *les Carnets du major Thomson*.-Paris, Hachette, 1954, p. 19. 日本語は「フランスモンナムス人の発見」の副題をもちいて、第二章は「フランス人とは何か」を論じている。フランス人は「モンキ食」地理を知らず、「レシオン・ドクーム」を「モンキ食」である。

② *Pamphlet sur la difficulté de l'approvisionnement à Paris lors de la Proude*. Bibl. hist. Ville Paris 101549 et 900112.

③ *Pandemon par le peuple d'un boulangier*. Bibl. hist. Ville Paris 10073 (T. I, no. 27).

④ Arch. Préf. Police DB 306. Lettre du Préfet de police, adressée aux Commissaires, en date du 4 août 1828.

⑤ 一八五九年一〇月一〇日の勅令によって、警視總監の権限のかなりその都知事の権限に移されるが、この時既に本文の通りであった。

⑥ Jean Jaures, Albert Mathiez, George Rude など。

⑦ 例えば、本稿が扱う一八五三年の凶作と金庫の創設については、『民族と文明』叢書と言及されている。POUTHAS (Charles), *Démocraties et capitalismes (1848-1860)*, «Peuples et civilisations».

sations, t. XVI.-Paris, 1961 (3^e éd.), p. 442.

⑧ Louis Girard, professeur à la Faculté des Lettres et Sciences humaines de l'Université Paris I (Panthéon-Sorbonne). Michel Fleury et Jean Tulard, directeurs d'études à la IV^e section de l'École Pratique des Hautes Etudes.

⑨ HORII (Toshio), *La Caisse de la Boulangerie du département de la Seine sous le Second Empire*.-Paris, 1970, dactylographiée. Thèse pour le doctorat de 3^e cycle présentée et soutenue à la Faculté des Lettres et Sciences humaines (Sorbonne) de l'Université de Paris.

⑩ Archives de Paris(巴黎) Archives départementales de la Seine 略記 Arch. dép. Seine). Archives nationales (略記 Arch. nat.). Archives de la Préfecture de police (略記 Arch. Préf. Police). Bibliothèque administrative de la Préfecture de Paris (略記 Bibl. adm. Préf. Paris). Bibliothèque du Conseil de Paris (略記 Bibl. Cons. Paris). Bibliothèque historique de la Ville de Paris (略記 Bibl. hist. Ville Paris). Bibliothèque nationale (略記

- Bibl. nat.).
- ① 例 Arch. Préf. Police DA 359-360. Arch. dép. Seine DI F4. 22-23.
 - ② 例 Arch. Préf. Police DB 320-322.
 - ③ 例 Bibl. nat. 4. Lf 100. 4.
 - ④ 例 *Bulletin des lois de l'Empire Français*. DUVERGIER, *Collection complète des lois, décrets...* Montieur universel.
 - ⑤ 例 *Collection officielle des ordonnances de police*, 7 vols, tome VI (1851-1861).-Paris, 1865. *Recueil officiel des circulaires émanées de la Préfecture de police*, t. II (1849-1880).-Paris, 1883. *Recueil des actes administratifs*.-Paris, 1844 (1ère année).
 - ⑥ 例 Arch. dép. Seine VDI 584. Mémoire du Préfet de la Seine à la Commission départementale, en date du 15 novembre 1853.
 - ⑦ *Commission départementale faisant fonctions de conseil général du département de la Seine. Procès-verbaux*.-Paris, Vinchon, 1854-1857.
 - ⑧ 例 *Extraits du Registre des délibérations du Conseil municipal de la Ville de Paris. Montieur universel*, année 1853, p. 1025, n° du 15 septembre 1853.
 - ⑨ *Compte moral et financier des opérations de la Crise de service de la Boulangerie, depuis sa fondation jusqu'au 31 décembre 1855*.-Paris, Ch. de Mourgues, 1856.
 - ⑩ 例 Arch. Préf. Police DA 360 dossier 5. Lettres des syndics aux boulangers de Paris, en date du 30 septembre 1853.
 - ⑪ 例 *Journal des Débats* (Bibl. nat. Lc^s 151). *Revue municipale*, 1848-1872.
 - ⑫ HAUSSMANN (Georges), *Mémoires du baron Haussmann*, 3 vols.-Paris, 1890-1893, tome II, pp. 146-148 et pp. 341-366.
 - ⑬ HUSSON (Armand), *Les Consommations de Paris*.-Paris, 1856, pp. 139-170. DUCAMP (Maxime), *Paris, ses organes, ses fonctions et sa vie dans la seconde moitié du XIX^e siècle*, 6 vols.-Paris, 1874-1875, t. II, pp. 35-36 et pp. 71-88.
 - ⑭ JOIN-LAMBERT (A.), *L'Organisation de la boulangerie en France*.-Paris, 1899. MOREL (Ambroise), *Histoire illustrée de la boulangerie en France*.-Paris, 1924. GILLE (Geneviève), *Recherches sur l'histoire des emprunts de la ville de Paris (1814-1875)*.-Paris, dactylographiées.

一 食糧危機 一八五三〜五六年

A 手煉りのパンの頃

当時のフランスは、平年作であれば穀物をほぼ自給自足していた。因みに世紀中葉十年間の年平均を取れば、国民の消費（七、〇〇〇万ヘクトリットル）・播種用・家畜用などを合計すると小麦の生産額（八、一〇〇万ヘクトリットル）

にほぼ等しくなる。小麦輸入量の年平均が輸出品の年平均をわずかに上回っているだけであって、この輸入超過量は全消費量に比べると殆ど無視して宜しい（〇・六パーセント）^①。

とは言うものの、食糧事情が安定したわけではない。第一に、年毎に豊凶の差が依然として大きかった。例えば一八四六年（凶作）と翌四七年（豊作）との小麦収穫高の比は、なんと一〇〇対一六一である。^②第二に、供給と消費の状況の地域差がますます大きくなっていて、壁に囲まれた大きな城のごとき百万都市パリの食糧供給は特に大きい問題であった。

パリのあるセーヌ県の消費人口は、それまでに驚くべき勢いで伸びて来ていた。一八〇〇年から一八五一年までのわずか半世紀に、パリ市内ではほぼ二倍（九二・五パーセント増）、近郊二区ではサン・ドニ区が五・六倍、ソー区が三・一倍に増加していた。^③今日世界の大都市の人口密度を比較して見ると、パリが断然世界一であるが、この原型ができて上っていた。

日当りの悪い路地露地にひしめき合う人びとの口を糊するために、小麦の供給地は次第に拡がってはいしたが、^④しかしながらその輸送には市の紋章の通り、昔ながらの舟に多くを頼っていたのであって、急速な輸送を期待できなかった。走り始めて間もない岡蒸気は、小麦などという嵩張って季節格差の大きい商品を多くは運んでいなかった。^⑤したがってセーヌ川が凍ると（例えば一八六〇年の冬）、たちまちパリへの食糧供給がとまったというような話は、いかにも当時のありさまを伝えている。

パンの供給面にも問題点を指摘することができる。都のはずれに工場を構える製粉業は宜しい。風車はフォーブル・サン・トノレの原にも見られたが、ただ昔懐しきものになり変り、すてにして機械が採用され、製粉業は概して企業規模が大きかった。^⑥それに対して、パン屋は概して小さく、主人の他に主婦と子供も家業を手伝い、数人の職人と見習を置いて、粉の手練りからパン焼、小売りまで全部やっていた。雇人は平均五人で、一〇人を超える企業は六〇一軒中わずか一七軒に過ぎず、したがってコスト引下げのために大企業を育成しようという論が行政当局内でも聞かれる程であった。パ

りのパン屋は今シビヨン辻公園の陶製画に見られる通りの家内工業であったのであって、製造と販売が分離した今日でもなお、パン製造の労働の辛さを窺い知るフランス語の言いまわしが残っている。^④

しかもその上もっと重要なことには、小麦粉の取引関係を調べると、三分の二の多数にのぼるパン屋が原料の売手の製粉業者に事実上隷属していたことがわかる。小麦粉の「焼き高取引 *marché à cuisson*」という慣習によって、パン屋はあたかも問屋に支配されている職人たちのようであったから、有時の際、手許に原料の粉が充分蓄えられてある筈がなかった。

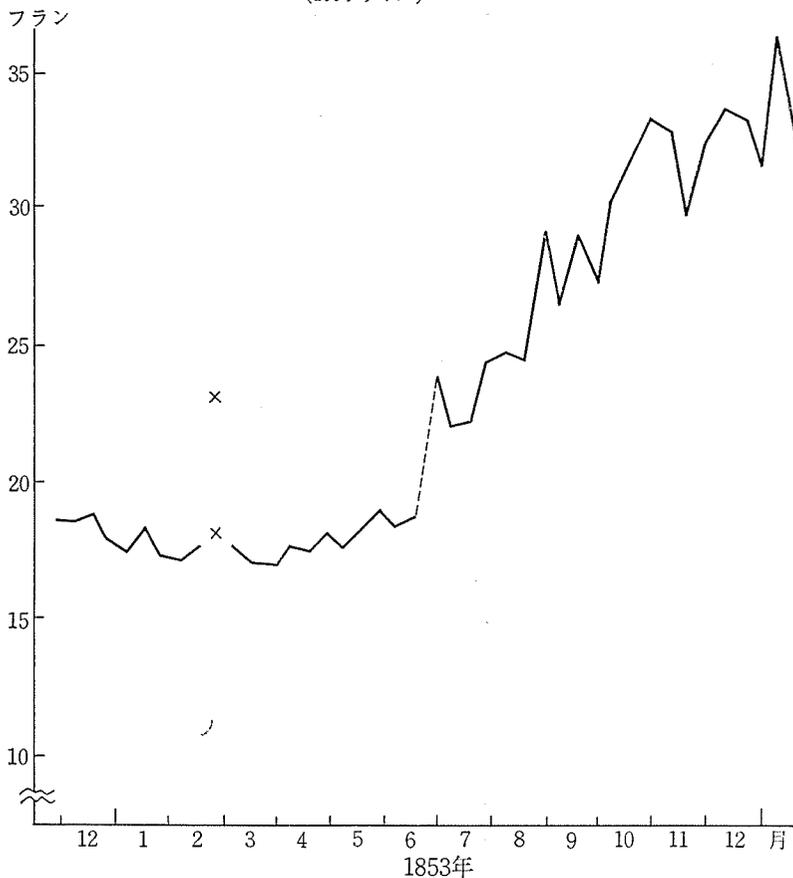
凶作によっておびただしい餓死者が横たわるといようなことは、最近の人口学の發達が明らかにした通り遠くアンシアン・レジーム下で終りを告げていた。が、右のような状況によって、不作はパリのパン不足・パン価高騰を当然惹き起こし得たのである。

B 危機の到来

五年間の豊穰を喜び合った後に、大凶作がやって来た。一八五三年の小麦生産量（四七億八〇〇万キロ）は、前年までの一〇年間の年平均の七六・四パーセント、翌年からの一〇年間の年平均の六六・〇パーセントにしか当らなかった。同じような計算をすると、二月革命に関連したあの著名な一八四六年の不作よりもずっと深刻であったことがわかる。^⑤とかく全消費量の二五パーセントは確実に不足していた。

不足分を輸入に頼ろうと政府は「のべ四千隻の船の入港が必要である」と卓上の計算をしていた。^⑥が、実際は折悪しく二つの悪条件が輸入を妨げた。一つは、五年間の豊作・小麦輸出の後だけに、輸入のための買付などがすぐ軌道に乗らないばかりか、その間に外国小麦の価格と運賃が大幅に騰貴していた。^⑦第二の悪条件というのは、東方問題が急を告げていて南ロシア（オデッサ）からの小麦輸入が殆どできなくなり始めていたことである。その頃の一〇年間の統計によれば、小麦の全輸入量の二二パーセントはロシアに頼っていたことがわかるが、一八五三年の夏からもうフランスでは対露開戦

パリ市場の小麦価格
(100リットル)



HORII (T.), *La Caisse de la Boulangerie...*, p. 50.

の気配であり、翌年^⑤から二年間クリミア戦争が続いた。この戦雲がたれこめていなければ、過去の教例が示しているように、凶作の年から翌年にかけて——翌年の方がむしろ——輸入は急速に伸びた筈であるが、一八五三年と一八五四年と比べて殆ど伸びていない。その上一八五五年の作柄も悪くて輸入の必要が更に感ぜられたにも拘らず、講和条約（一八五六年三月三日）が結ばれた後にならないと輸入量が充分に伸び切っていない^⑦。つまり、国際間の風雲もまたこの時期の食糧問題に暗いかげりを落していたのである。

小麦ばかりでなくじゃがいもの不作が続いていた。飢饉を防ぐものとして一八世紀の末から作付が増加していたこの作物は、一八四五―四六年には凶作で、そのことが小麦の不作と相まって二月革命の遠因になったことがあった。^④その後一時回復したかに見えたが、再び生産が低下し、五年間（一八五〇―五四）の作柄はいずれも問題の一八四五―四六年の生産量さえも下回った。^⑤今日でさえも安い食堂や貧しい家庭では、揚げたじゃがいもを多くして必要カロリーを充たす場合があるお国柄であるが、その不作が続いた限りそのようにはできなかったのである。

悪条件が重なって、騰貴は一八五三年の夏から始まった。「モニトール」紙が時折掲げる表によってパリの小麦取引所の価格をたどれば、春五月まで一八一―九フラン（一ヘクトリットル当り）であったものが、収穫期の六月から上り出して、暮一二月には二倍近い三四フランに達し、なお統騰の勢を示していた。^⑥パリのパン価もまた、小麦価格の後を追って六月まで三〇サンチーム（第一等級のパン一キロ当り）であったものが、七月半ばから騰貴し始め、一二月から翌年二月頃にはこれも二倍の六〇サンチームに迫ろうとしていた。^⑦

C 社会不安

ここでこのようなパン価高騰がどの程度職人・労働者の生活に響いたかを試算する。日給二フランで妻一人子一人を持っているものとする。もし一家三人がさほど大食ではなかったとすれば、パンのための支出が賃金全体に対して占める割合は騰貴前の二三パーセントから騰貴後の四五パーセントに上ることになり、もし三人がやや食べる方だとすれば三二パーセントから六〇パーセントに上がることになる。前述のようにじゃがいも不足である限り、高騰したパンの代りに同じ支出で飢えを軽くする食品はまずないから、この支出は避けられない筈であった。

かねてから——少なくとも六〇年前の大革命以後から——為政者はこのような場合に民衆が生活不安から動揺しはしまいかと慮れていた。今日パリ古文書館（旧称セーヌ県古文書館）で「パン価が一キロ三七・五サンチーム（あるいは四五サンチーム）を越せば、職人・労働者に援助の手を差しのべざるべからず」という趣旨の行政通牒の数々を見つかること

はさほど難しいことではない。^②一八五三年と言えば、過ぎし二月革命前夜に起こった小麦舟掠奪や市場での騒擾などがまだ人びとの記憶に新たなところであった。その八月末にパン価格は、都知事オスマンも危険信号と考えた四〇サンチームを突き切ったのである。ちまたでは案の定事が起こり始めた。家具職人の町で大革命中の運動で名高いフォールブル・サントントワヌ通りで早くもパン騒動が持ち上がった。^③時を遷さず手を打たねばなるまい。さもなくば政治の危機である。

- ① *Mémoire sur la compensation des prix extrêmes du pain à Paris* - Paris, 1853, p. 17, p. 20 et le tableau annexe "Etat comparatif des insuffisances ou excédents de récoltes... de 1823 à 1852".
- ② I. N. S. E. E., *Annuaire statistique*, 58^e vol. - Paris, 1952, p. 105.
- ③ *Recherches statistiques sur la ville de Paris et la département de la Seine*, t. VI - Paris, 1860, pp. 8-15.
- ④ ハリノの小麦または小麦粉の供給量は、重要さの順に、セーヌ・エ・オワーズ県、ユール・エ・ロワル県、セーヌ・エ・マルヌ県、セーヌ県、その他一〇ヶ所の県。
- ⑤ パリ市の紋章は「たゆたえども沈まぬ」船であり、市の中心（現在の市庁の場所）にはかつて水運業組合の建物があった。現在でもセーヌの水運に負うところは大きい。
- ⑥ この点は、第二帝政下の鉄道事業も研究されたルイ・ジラルド教授から指摘してもらった。なお、小麦、少小麦粉が全く鉄道輸送されなかったということはない。警視庁が定めた鉄道運賃表の中に、小麦や小麦粉の運賃が載っているからである。Article II de l'Ordonnance de police du 9 juin 1852 (*Ordonnances et arrêtés émanés du Préfet de police*, année 1852, p. 253). なお鉄道輸送量をはじき出すことは不可能である。
- ⑦ 製粉業者のあるものは、ダルブレイ屋 *Maison Darblay* のように、
- 数百軒のパン屋の小麦粉需要を優に充たしている程大規模で、ダルブレイの当主は、国会議員に選ばれていた。
- ⑧ *TEXIER (E.), Tableau de Paris*, t. II - Paris, 1853, p. 263. *Recherches statistiques sur Paris et la Seine*, t. VI (1841-56), p. 630.
- ⑨ ハリの人たちは、非常に困っている時「わたしは煉り粉おけの中にいる」*Je suis dans le pétrin*、と、いふ。粉をねる作業は重労働であって、当時機械の普及率は低かった (*Mémoire sur la compensation*, p. 22).
- ⑩ 製粉業者とパン屋の間に、小麦粉の焼き高取引という方法が広く行なわれていた。製粉業者は、半月または一ヶ月毎に、顧客のパン屋がパンを焼く分量に応じただけの粉を配達する。この時、粉一袋いくらかという風に取り引するのではない。まず、配達した小麦粉の量から、製造される管のパンの量がある定式によって計算される。次に、そのパンは全量販売される管であるから、その時の公定販売価格にパンの量を乗じて、パン屋の現金収入が計算される。最後に、このパン屋の現金収入額の中、パン屋の手に小麦粉一袋につき一定の歩合金だけが残されて、他はすべて製粉業者に支払われる。このような方法が焼き高取引である。この取引方法では、パン屋は一定の歩合金をもらって製粉屋の粉を売りさばっているようなものであるに過ぎない。

- ① *Annuaire statistique*, 58^e vol., p. 105.
- ② Discours de Napoléon III à l'ouverture de la session législative de 1854 (*Moniteur*, année 1854, p. 245, n^o du 3 mars).
- ③ Arch. nat. AD XIX 57. De l'organisation de la boulangerie, ..., 10 janvier 1854, p. 25.
- ④ *Le deuxième rapport de LE PLAY, 1860*, p. 270: «Tableau sur la balance des importations et exportations...».
- ⑤ VIEL CASTEL (Horace de), *Mémoires*, t. II, 1883, p. 251. 「一八五三年一〇月一日。……わが国はまぢかなく戦争状態に入つてゐる。軍隊では帰休がお預けとなり、休暇中の将校たちは召集をせよ」。
- ⑥ 一九世紀前半の例で言えば、凶作の翌年の一八一七年、一八二八年、一八四〇年、一八四七年の輸入額が非常に大きき。
- ⑦ *Compte de la Caisse*, années 1856-1857, p. 2. *ibid.*, année 1861, annexe n^o 6. «Relevé des importations et des Exportations de Blé, de 1816 à 1861».
- ⑧ LABROUSSE (E.), «1848-1830-1789, comment naissent les révolutions?» (*Actes du congrès historique du centenaire de la révolution de 1848*, 1948), surtout pp. 4-9.

二 危機の諸策

A 四つの対策

かつてパリケードが築かれたこの街々に騒ぎが始まる頃には、政府およびパリの当局によってすでに策が施されたり、または案が練り始められていた。

- ① *Annuaire statistique de la France*, année 1951, p. 109 et le graphique n^o 8.
- ② *Moniteur universel*, année 1853, pp. 3, 127, 240, 361, 481, 603, 721, 801, 969, 1093, 1214 et 1329; année 1854, pp. 3 et 125. ノン参照。なせ、一八五三年二月末の価格は、パリ市場が例外的に高く三三シロン三三シロンの平均価格一八フラン二七シロン上を記した(三三シロン上×印)。
- ③ ノンの原価は、警視庁が小麦粉の時価から公式(実験に裏つけられた公式)に従って半月毎に算定してゐた。この原価を見るには、Tableau B dans le *Compte de la Caisse*, années 1853-1855 に依るが一番手軽である。
- ④ Arch. dép. Seine VD^s 4910. Circulaire du Préfet de la Seine, du 16 juin 1831. VD^s 4884. Circulaire du Préfet de la Seine, du 6 mars 1871.
- ⑤ HAUSSMANN, *Mémoires du baron*, t. II, p. 342.
- ⑥ VIEL CASTEL (Horace de), *Mémoires du compte Horace de Viel Castel sur le règne de Napoléon III* (1851-1864), 6 vols., t. II (1852-1853), 1883, p. 245.

第一に食糧の輸入を促進する諸策である。この農業国は、自国の農業と海運業とを保護するために数々の制限を加えて来たが、この際止むを得ずそれを一時解こうというのである。七月二〇日——小麦、パンともに騰貴に転じ始めた直後——、英領植民地からの食糧輸入制限の撤廃^①。八月三日、外国船による食糧輸入に対して課せられていた航行税 *taxe de navigation* の徴集を一時取りやめる措置^②。八月一八日、小麦など六種の食糧品にかかつていた輸入税 *droit d'entree* の減額措置。同日、これらの食料品を積載した船にはトン税 *droit de tonnage* を免ずる措置^③。

第二に食糧の国内輸送を促進する諸策である。九月二日、小麦、小麦粉、じゃがいもの鉄道運賃を引き下げさせる措置^④。同月五日、小麦などの食糧品を積載して河川や運河を航行する舟には、国内航行税 *droit de navigation interieure* を免ずる措置がそれである^⑤。

また八月三十一日、特にパリの警視総監は、市内の市場 *marchés* で販売する権利をもっている市および近郊のパン屋に、通常より多量のパンを持ち運んで売ることを奨励し、協力者には感謝の意を表するというような策も取った^⑥。

第三に、市当局は下層民衆の食生活を直接安定させるために、パン引換券 *bon du pain*, *Bon de Pain* を発行することを計画していた。それは、市が貧しい人びとを登録させ、券を無料で配布し、人びとはそれをパン屋に渡してパンを得る。パン屋が回収した券の額を市当局がパン屋に支払うという方策である。このパン引換券発行策は、過去の危機に何回か主な対策として取られたことがあって、今回は警視総監ビエトリなどがこの方策を推していたようである^⑦。

第四に、パンの販売価格を公定としてそれを強引に低く維持する方法である。

パリにおけるパンの公定価格制 *taxation du pain* の歴史は古く曲折があるが、一八五三年現在では、三〇年前の一八二三年六月に改定された方法によって、以来半月毎に警視庁が公示し続けて来ていた^⑧。この公定価格 *taxe* には定められた算出方法があって、それは大まかに述べると、パリの取引所における小麦粉の価格を基礎としてそれにパン焼の燃料代や一定の利潤などを加算し、粉がパンになる公定比率によって店頭における原価をはじき出していた^⑨。そして平常はこの

原価をそのまま公定価格としていた。一八五三年にも危機のほんの開始期までは、警視庁は、小麦価格の上下にほぼ平行させて機械的にパンの公定価格を上下させて来た。そして七月後半・八月と公定価格も一キロ四〇センチム——社会不安を知らせるあの危険信号——まで来ていた(グラフ「パリのパン価格」参照)。

それが八月三十一日の総監令では、さらに小麦価格が騰貴した事実を全く無視して、「一キロ四〇センチムを維持する」旨が公示された^⑩。以後、パンの公定価格は原料の小麦粉の取引価格によって変動することはなくなり、経済原則外の権力で強制されることとなった。なおこの八月三十一日の警視総監令は、都知事オスマンの了解のみならず、ナポレオン三世および国家参事院の指示の下になされたもの——二、三の史料から推定される——であって、このこともまた食糧危機対処が一市政の問題に留まらず帝政自身の問題であることを暗示している。

B パン引換券発行か公定価格維持か

右の四つの諸策はそれぞれ、実施の際に伴う困難や期待される効果が一樣ではなかった。というのは、第一の策と第二の策は、要するに食糧品の輸入、供給をいくらかは促進刺戟するだけであって、どの程度民生の安定に資するものかや心許ないものであった。しかし半面、国家または市当局が歳入の多少の減少を忍べば割合簡単に継続実施することができるところであった。事実また継続実施されるのである^⑪。これに対して、第三(パン引換券の発行)と第四(公定価格制の維持)とは、パン価高騰に直接対処するものであるが、それを継続実施するとなれば次のような問題が起こってくる。

まず、パン引換券の発行では、券発行額分だけが市の支出になるから、その財源捻出が焦眉の急の問題となる。当時、仮に半数の人びとにキロ当り一〇センチムだけ安くパンを食べてもらおうとその割合で引換券を発行するとすれば、年間およそ一〇〇万フランに上る巨額の支出が予想された。事実また、一八四六——四七年にかけてパン引換券を発行した際、パリ市はそのために八八三万フラン(事務・人件費を含まない支出額)の大出費にあえいだことがあった^⑫。当時の市予算の全額がその七倍を越えてはいなかったくらいであるから、もって財源捻出の困難が推測される。引換券発行策の

成否は財源捻出の成否にかかっていた。

他方、公定価格制では、小麦の高騰から来る高い原価を無視して低い販売価格をパン屋に強制するのであるから、パン屋は損を承知で売るかまたは量目をごまかして損を避けるかしなければならなくなる。九月の原価は、キロ当り四五サンチームであると算定されていたから、八月三十一日発令の公定価格四〇サンチームで売らねばならないとすれば、パン屋はキロ当り五サンチームの損（つまり市内の普通のパン屋一軒は一日に三五フラン余りの損）となり、特別財力のあるものでない限りパン屋は店を閉めなくてはならなくなる勘定である。事実また組合幹事 Syndics は、先の公定価格維持が発令されると二週間を出ずして警視總監にその旨を訴え出ているのである。^④

つまり政策の帰趨はこうである。パン引換券発行の財源が捻出できればそれが社会危機克服の切札として今度も出されるであろうし、またパン屋を損から救う何らかの方法が見つかれば公定価格制を強力に維持して行けるであろう。九月初旬から行政当局はこういう岐路に立っていた。

- ① Art. 1er du décret en date du 20 juillet 1853, concernant les grains et les farines importés d'Angleterre en Europe (*Moniteur universel*, 1853, p. 801, n° du 21 juillet).
- ② Article 1er du décret, en date du 3 août 1853, stipulant que la surtaxe établie sur les importations de grains et farines effectuées par tous les navires étrangers cessera d'être perçue jusqu'au 31 décembre 1854 (*ibid.*, 1853, p. 865, n° du 6 août).
- ③ Décret impérial, en date du 18 août 1853, relatif à l'importation des grains, farines, riz, légumes secs, granaux et pommes de terre (*ibid.*, 1853, p. 918, n° du 19 août).
- ④ Décret impérial, en date du 2 septembre 1853 (*Moniteur universel*, 1853, p. 989, n° du 7 septembre).
- ⑤ Décret, en date du 5 septembre (DUVERGIER, *Collection des Lois*, année 1853, p. 431).
- ⑥ Arch. Préf. Police DB 306. Note du Préfet de police, adressée à l'Inspecteur-Général, du 5 septembre 1853.
- ⑦ *Compte de la Caisse*, années 1856-1857, p. 39.
- ⑧ Ordonnance de police du 24 juin 1823, concernant la taxe périodique du pain (*Coll. off. des ordonnances de police*, t. 2, p. 263). Ordonnance de police du 2 novembre 1840, concernant la vente et la taxe du pain dans Paris (*Ordonnances et arrêtés*, 1839-1840, pp. 343-348).
- ⑨ 算出方法の詳解は H. HORII (Toshio), *La Caisse de service de la Boulangerie...*, p. 125 et p. 248.

⑩ Arch. Préf. Police DB 320. Ordonnance du Préfet de police.

en date du 31 août 1853, relative à la taxe du pain.

⑪ Mémoire du Préfet de la Seine, dans la séance du 28 novem-

bre de la Commission départementale (Commission départe-

mentale, *procès-verbaux*, année 1853.-Paris, 1853, p. 229).

⑫ 諸策の継続実施にこゝに HORI (T.), *op. cit.*, pp. 100-102.

⑬ *Rapport sur le service des bons du pain en 1846 et en 1847*, pp.

6-18 et tableaux n°s 1-3.

⑭ MOREL (A.), *Hist. illustrée de la boulangerie...* 1924, p. 339.

三 相殺方式の採用

A パン屋の損失を補う諸方式

パンの公定価格制が制度として確立されたのは第一統領の時代であり、一八五三年まで半世紀の経験が積まれていた。そしてその間に起った危機の時には、高騰した原価を無視して低い販売価格を強制したことが何度かある。その際、行政当局はパン屋の損失を補償するのに次の方式を取った。一つは、豊穰で小麦が安い年々にパンの公定価格をわざと原価より高く据え置いて予めパン屋に儲けさせて置く。その代償として危機の際の損失を辛抱させようとする方式である。もう一つは、市当局が支出してパン屋の損失を直接補償する方式であった。しかし、前者はナポレオン時代の一八〇八——一〇年に実施されたが、實際上パン屋は、得た利潤を消費や投資にまわしてしまつて、いざ一八一一年のパン価高騰を迎えた時にはただ狼狽しただけであつた。後者は、一八一七年に実施されたが、補償のための市当局の支出が大きく、財政を危うくする程であつた。^①したがって低い公定価格を維持するにしても、今度こそはこれら前二車の轍を踏むことはできなかったのである。ここで別の方式、相殺方式——パン屋の損は公的機関からの貸与で埋められる——が注目されることになる。

相殺方式が出で来たつた源泉については、四つ見出すことができる。年代順に挙げれば、第一に、一八一〇年、ナポレオン一世が内務大臣モンタリヴェに命じて提出された計画は、その後不幸にして実施の時を得ず、結局机上プランに終つ

たとは言え、公的機関によって実施せられるべき相殺方式と言えるものであった。筆者が警視庁の片隅の文書箱に見つけた内相書簡と総監の詳細な計画書がそれを物語っている。^②

第二に、ブルボン王政復古下の凶年にやはり低い公定価格が強制されてパン屋の損失を補償するために財源を探していた。この財源の捻出方法の一つとして、やはり小麦の安い時にパンの公定価格を比較的高く維持してパン屋の得た利益を公庫に納入させることを法制化したことがある。^③ 結局この財源捻出法は実際に殆ど行われずに終わったが、同じく相殺方式の先駆に数えられる。

第三に、七月王政下、ボルドーを南東に遠ざかる小さな町ネラック Nérac でのことである。市長モヴザン Mauvezin は、かつて小麦の製粉・卸売業であって、昔の顧客であるパン屋を指導してパンを常にほどよい値で売らせ、そのために相殺方式を用いていた。^④ これは、人口一万前後（郡全体の人口より推定）の小さい町でのことながら、成功例である。

第四に、今回の危機開始期、一八五三年九月一日、パン製造販売業組合の幹事自身から、相殺方式の案が警視総監に出されている。この幹事たちの考え方は、公定価格維持によって損をしかねない彼ら自身の切実な体験から自然ににじみ出たものであるか、先の第一から第三までのいずれかの源泉から来たものであるか、またはフルーリ教授の助言のように都知事オスマンの教唆によるものであるか。これについて結局筆者はつまびらかにすることができなかったが、とにかく右の案は、行政当局が相殺方式へと動きかけていた頃に出たもので、しかも当事者パン屋によってなされたものだけに注目される。

右の四つの源泉を検討して言えることは、一八五三年九月初旬現在、パリについては相殺方式が計画案として留まっていただけで、実際実施されたことがあるのは田舎の町に過ぎなかったということである。

B オスマンの登場

言うまでもなく、たとい過去に源泉をたどることができようとも、政策路線の決定と実施については、時の政治家特に

才幹のある政治家に大きく左右されるものである。パリの食糧問題は、都知事（セーヌ県知事）・警視総監が中央政府と協議して解決を計ることになっていて、当時の都知事は、ナポレオン三世の篤い信任を受け「閣僚の一人」にさえ譬えられるオスマン Hausmann であった。パン引換券発行策か、低い公定価格の維持策か。後者とすればいかなる方式を取ってパン屋の損失を補って行くのか。この問題の解決に明確な指示を与えたのはこのオスマンである。

第一に、都知事に就任する時、オスマンはナポレオン三世に親しく招かれ、パリの地図を卓上に拡げてパリの美化・都市計画の使命を与えられたのであって、この大計画を遂行する限りは他の支出を抑えねばならず、したがって市の負担となるパン引換券の発行などは思いも寄らぬことであった。今日のパリの整然たる街並はオスマンの敏腕によるものであるとは、小学生でも知っていることであるが、問題の食糧危機の開始時にはこの都市改造がすでに緒についてしまっていた。これには土地・建物の接収を始めとして巨額の費用が嵩んだのであって、一八五三年には例えばストラスブール大通りを作るだけでも八三九万二〇〇フラン、つまりパン引換券発行策の往年の支出に相当する額が、ちよつと分割支払いされているところであった。^⑥

それだけでなく、凶作があると市財政は窮迫するものである。なぜなら、凶作だと消費が落ちるから市の税関の収入が減るし、また凶作で生活費が上がり賃金を上げなくてはならないから都市計画事業のコストが上がる、というメカニズムによるものである。^⑦

この点で相殺方式はまず貸与の形を取り後に返済を受けるやり方であるから、市の支出にはならないという大きな利点をもっていたのであって、この方式を採用しても遂行中の都市計画が頓挫することはなかったのである。

第二に、都知事オスマンは、前にロ・エ・ガロンス県ネラックの郡長をしていたことがあり、配下のかのネラック市長モウザンが相殺方式による公定価格制を実施していたのを見聞していた。オスマンがジロンド県ブレイ Braye の郡長に転じた時、彼自身が郡下にこの制度を導入したらしい。^⑧ この実施の首尾については、扱べき史料が見当らず結局明らか

にすることはできないが、南西に鄙さかるこのブレイにおけるオスマンの経験は、ちょうど周知の一八四六年——四七年のパン価高騰期に当り、都パリでは知事ランビュト Rambuteau がパン引換券発行策を取っていた頃であって、両者が全く対照的であるのに注目していい。パンだねはずでに秘められていたのである。

なお、オスマンまたはその側近が、相殺方式の他の源泉（第一のナポレオン一世下の計画と第二の王政復古下のそれ）について最初から知っていてそこから思いついたのかどうかについては、遂に明らかではない。ただ、文書の上で見ると、都知事が相殺方式の採用決議（九月一四日）の二ヶ月後（二月二八日）に初めて、過ぎしナポレオン一世の計画について言及しており、ここで大ナポレオンの名を掲げることによって自分の推す政策を弁護し始めたのである。やがてナポレオン三世はこの方式の支持者になるが、信頼する都知事の口から偉大なる伯父の名を聞くのは、皇帝にとって心地よかつたに違いない。^⑩

C 市会の決定

都知事オスマンがパリにおいて相殺方式を採用する決心をしたのは、警視総監が低い公定価格制の維持を布告した（八月三一日）後、しばらくしてのことであつたと推定される。それ以前、八月二四日、二六日、三〇日と開かれた市会 Commission municipale では、いづれも食糧問題には触れていないように思われる。九月に入つて一二日、それから二日後に市会を召集するよう要請した時には都知事は危機克服策を議題に取り上げることを決めている。オスマン自身の追憶では、一四日の会議が始まる前に有力な市会議員ドラングル Drangue に相殺方式のことを予め話して支持を取りつけたという。^⑪

市会の議事録は、都議会のそれと違い、不幸にしてパリ・コミュニューンの焔の中に失せてしまい、われわれは一四日の会議については決定文 deliberation のみを知るだけである。すなわち 都知事の提案する相殺方式が「一番弊害を持たらさない手段のように思われる」と市会に承認され、市は九月一日に遡及して原価と公定価格四〇サンチームとの差額をパ

ン屋に貸与することを決定した。^⑮ この仕事にたずさわる行政機関の新設などの問題については後日に譲って、方式の採用だけを取り敢えず決定しようである。

一、二週間後には右の決定に基づき、貸与金の申請・査定・支払などの手続が相次いで布告され、先ずは九月分について一〇月四日から支払が始まった。^⑯

D 都議会での審議

この施策は、近郊の非常な発展を考慮してパリ市域のみならず近郊のサン・ドニ区とソー区を含むセーヌ県全体に適用されるべしというのがオスマンの案および市会の決定であった。したがってこの方式の是非は都議会(セーヌ県会) *Com. mission departementale* でも問われることとなり、十一月五日、二八日の会議を通じて審議された。注目すべきは次の諸点である。

第一に、都知事は特別に「覚書」を前もって議員に配布し、その中で過去数十年にわたる食糧政策の批判と反省を行ない、相殺方式の弁護を統計上理論上整然と行なった。^⑰ 先の市会には全く「覚書」なしで急ぎの断で臨んでいるのと対照的である。

第二に、食糧危機に対する為政者の政治意識が、都議会の討論を通じて赤裸々に現れた。ある市会議員は、「私は相殺方式に何としても賛成であります。何故ならば、過ぎし三〇年間の歴史がわれわれに『食糧危機こそ革命の前哨戦である』と常に教えてくれている。相殺方式こそ未来をこの社会危機から守ってくれるからであります。」^⑱ と発言している。為政者たちは、パン問題の解決こそ社会平和をもたらすものであると信じて来て、種々の試行錯誤(大革命以来施行された数々の食糧政策の失敗)の果てに、今更に一つの方式に頼ろうとしていたのである。

第三に、すでに支払が開始されている貸与金の出所については、セーヌ県としては財政事情から協力することができず、したがって当分はパリ市がパリ市の分のみならずセーヌ県全体の分を常設の市金庫から支払って行くことが決定されたが、

この方式の運用は、市金庫、パン組合幹事、近郊区の出納員に任せておくだけで充分なようなものではなかったから、^⑩ 別専門の公的な金融機関を設立して運用に当らせることが必要である旨主張された。^⑪

以上が郡議会の審議の成果であり、こゝで相殺方式がますます明確にされただけでなく、そのための専門機関創設の気運を作った。

- ① COSTAZ (Cl.-A.), *L'Administration en France*, t. II-Paris, 1843, p. 92.
- ② Arch. Préf. Police DA 359 dossier 2°. Lettre du Ministre de l'Intérieur, adressée au Préfet de police, du 9 octobre 1810. Rapport annexant un projet de décret du Préfet de police soumis au Ministre de l'Intérieur, octobre 1810.
- ③ Ordonnance du Roi, du 15 janvier 1817, concernant l'établissement de la Caisse syndicale des Boulangers.
- ④ HAUSSMANN, *Mémoires*, t. II, p. 345. *Almanach royal*, année 1831, p. 493; année 1832, p. 502, etc.
- ⑤ 例へば rue des Ecoles の開通 (一八五二年七月二四日の政令) / rue de Rivoli の延長 (一八五二年二月三日の政令) / boulevard de Strasbourg の開通 (一八五二年三月一〇日の政令) / Rue de Rennes の開通 (一八五三年三月九日の政令) など、事業の開始。
- ⑥ LAZARE (F. et L.), *Dictionnaire des rues...*, 2^e édition, p. 710.
- ⑦ GILLE (G.), *Histoire des emprunts de Paris...*, p. 207.
- ⑧ ネルンボ、一八三二—四〇年、ロ・オ・カロンヌ県ネラマン郡の郡長、一八四一—四八年、シロント県ノートル郡の郡長を務めた。
- ⑨ LAMÉYRE (G.-N.), *Hausmann* (Préfet de Paris)-Paris, 1958, p. 11. HAUSSMANN, *Mémoires*, t. II, p. 345.
- ⑩ *Commission départementale...*, *procès-verbaux*, année 1853, pp. 285-287.
- ⑪ Note du Préfet de la Seine à l'Empereur, en date du 8 décembre 1853. 皇帝に提出されたこの報告のロベール、都知事はナポレオン一世の計画を継承しよう。
- ⑫ *Moniteur universel*, année 1853, p. 941, n° du 25 août, p. 949, n° du 27 août et p. 965, n° du 31 août.
- ⑬ HAUSSMANN, *Mémoire*, t. II, pp. 146-147.
- ⑭ Délibération du Conseil municipal de la Ville de Paris, autorisant le Préfet de la Seine à faire des avances aux boulangers de Paris et du département de la Seine (*Moniteur universel*, année 1853, p. 1025, n° du 15 septembre).
- ⑮ Arch. Préf. Police DA 360. Circulaire du Préfet de la Seine, en date du 16 septembre. Celle, en date du 27 octobre. Lettre du Préfet de la Seine, adressée au Préfet de police, en date du 23 septembre. Instruction du Préfet de la Seine, adressée aux syndics de la boulangerie de Paris, en date du 27 septembre. Lettre des syndics aux boulangers de Paris, en date du 30 septembre 1853. 各年宛手宛の申請・決定・支給などの手紙宛など。

に類雑なものは HORII (T.), *op. cit.*, pp. 70-72.

⑨ *Mémoire annexe : Mémoire sur la Compensation des prix extrêmes du pain à Paris.-Paris, 1853.* 上の寛政の内容の詳細は HORII (T.), *op. cit.*, pp. 76-79.

⑩ *Commission départementale...*, *procès-verbaux*, année 1853, p. 282.

⑪ 貸与金の手続と支払は、最初の頃取り敢えず製パン業組合幹事を従持していたが、半月に三四—四〇万フランにものぼるような貸与

金関係の事務は大変であり、組合幹事を「そのために月のうち二〇日

間を忙しかせしめしむ」と不平を漏らしてゐた。Arch. Préf. Police DA 360. Lettre des Syndics aux boulangers de Paris, en date du 30 septembre 1853.

⑫ Le rapport du Comité n° 5 soumis à la Commission départementale le 28 novembre 1853 (*Commission dép., procès-verbaux*, 1853, pp. 264-279). *Mémoire sur la Compensation...*, pp. 20-21.

四 パン金融公庫の設置

A 国家参事院での討論

貸与金の支払が始まってすでに二ヶ月、相殺方式の推進派においては、方式運用のための専門機関設置案を練っている頃であったが、他方この方式や公定価格制そのものに反対する勢力が逼塞したわけではなかった。オスマンの政策を承知した都議会でも、ある議員からはパン価を引き下げる他の技術的方法が提案されたり、また他の議員からは「相殺方式の貸与金は、交付がうまく行くとして取立となると至難であって實際上机上のプランに過ぎなくなるのではないか」という不安がすでに表明されていた。^① いわんや市会と都議会に続いて最後に審議される国家参事院 Conseil d'Etat においては、問題の方式に対する更に強力な反対派が待ち構えていた。

第一の論敵は、ミシェル・シュヴァリエ Michel Chevalier を始めとする経済上の自由主義者たちであった。ナポレオン第一帝政以来パリでは、パン製造販売業の数が行政当局によって制限され、業者は常に行政上の統制と監督を受けて来たが、このたび都知事が提唱する政策によれば、販売価格から生産量に至るまで行政機関の監督が続くことになる。した

がって自由主義者たちは問題の公定価格維持策が言わばギルド的規制の強化に連なり、商業の自由を侵すものであると反対したのである。これに対して、国家参事院におけるオスマンの弁論はおよそ次のようであった。^⑤「目下直面する情勢に対して商業の自由という理念は、何の実効ももたらさない、空しいものである。翻って公定価格制は貸与金の交付を伴えば販売量になんら干渉するものではなく、取引の自由を侵すものではない」と。

第二の論敵は、パン引換券発行策の支持者たちであった。彼らは、「相殺方式に従って貸与金を交付すれば、消費者として市民全体が何の差別もなく公けの援助を受けることになるが、そのような必要はない。パン券交付によって下層民のみを救済すればよいではないか」と主張したのであり、この主張はなんと言っても策が過去に実施されたことがあるという実績の強みをもっていた。これに対してオスマンは、パン券発行の際に行なわれた詐欺行為や醜聞の例を引き、過去の実績が決して榮光に充ちたものではないことを述べ、またかつて券を交付する区役所前には定まって貧民が長い行列を作るといふ憂鬱な光景が見られたのであるが、オスマンはこれは貧民に物乞いをさせていたようなものであると説いた。

国家参事院の会議録もまた失われているからには、われわれはここで闘わされたという「激論」の内容を右記以上に知ることができない。ただ、少なくとも皇帝自身が新方式の賛成者となったことはほぼ確実である。一八四四年に貧困の絶滅を提唱し、経済発展を国家の指導下に遂行する計画を立てていたサン・シモン主義者ルイ・ナポレオンが、このたび自由主義に完全に組するよりはむしろ行政による経済干渉を支持したことは自然である。オスマン自身も、ナポレオン三世の心を捕えることにかけては抜かりなくて、会議に先立ち特別の覚え書 *note* を皇帝に提出し、「相殺方式の計画は先代ナポレオンの偉業の一つである」旨を予め奏上したのである。^⑥やがてパン金融公庫が動き出してから間もなくのこと、立法院の開会式に臨んだ皇帝は、莊重な演説全体の三分の一をさいて新方式採用を讃えることになる。^⑦皇帝の支持こそは、国家参事院がオスマンの政策を承認することになる決定的要素であったに違いない。

B 公庫の設置と業務開始

案が国家参事院によって承認されると、残るは立法手続の問題だけであつて、一八五三年暮と翌五四年一月に、相次いで二つの勅令 *Decrets* が公布され、これによって「パリ・パン製造販売業金融公庫」が設置された。^⑦

勅令は、公庫が次の四つの業務を行なうことを規定していた。第一に、原価と公定価格との差額に各パン屋の製造販売量を乗じた金額を、貸与金として各パン屋に交付する。（つまり公庫は、相殺方式の運用を第一の任務としたのである）第二に、各パン屋が購入した小麦粉の価格と数量を洩れなく申告させ、公庫がそれを記録する。（公庫は、この申告から、パン屋のパンの製造販売量を、根拠をもつて確定することができる。同じくまたこの申告から小麦粉の市場価格に関する資料が得られて、それからパンの原価計算がより正確なものになる。したがつて、この申告制度は、貸与金の額より正確にする制度である）第三に、公庫は製粉業者とパン屋との勘定の決済を行なう。すなわち、パン屋は小麦購入の際、売手の製粉業者に現金ではなくて手形を渡し、製粉業者はそれを公庫に提示して支払を受ける。公庫は、パン屋の預金口座の中からその代金を取り立てる、という具合になる。このために、パン屋は公庫に口座を持つことを義務づけられ、製粉業者もまた公庫に口座を開くことが望ましいと勧められた。第四に、公庫は、パン屋が貯蔵する小麦粉を担保としてパン屋に貸付を行なう。（パン屋は、必要な小麦粉の三ヶ月分相当量を貯蔵して置くように義務づけられたが、この小麦粉を担保とする貸付は、相殺方式による貸与金とは全く違つて、通常の金融機関の貸付と同じである。ただし、小麦粉貯蔵を奨励する意味を持っていた）

以上四つの業務を見れば、パン金融公庫は二つの性格を持っていることがわかる。一つは言うまでもなく、パン価高騰に対する社会政策の機関であり、もう一つは、パンおよび製粉業者のために決済・貸付などを行なう金融機関である。本稿では、前者についてのみ述べ進み、後者については触れないこととする。

業務は、年明けての一八五四年一月一六日、取り敢えず市庁内で三〇人余りの専従事務員によって開始された。^⑧ 相殺方

式の採用から数えて四ヶ月後である。この間仮に市金庫がすでに八五〇万フランの貸与金をパン屋に交付していたが、これをパン金融公庫が肩代りすることになり、以後十数年にわたる政策が軌道の上を走り出した。

ここで、人事の面からこの公庫の性格を分析することも興味深い。第一に、公庫の総裁には、初代こそ内務省の局長が着任して内部組織を整えたが、^①まもなく都知事オスマンの息のかかった有能な官僚たちが次々に起用されて行く点である。例えば、パン価高騰期に四年間総裁を勤めるノワイヨン Noyon は、オスマンがヴァル県知事をしていた際の「自分の忠実な市会議員」であった。^②更に、最初会計官、後総裁を長く務めたアルフォンス・ペルチエ Alphonse Pellétier もまた、オスマンを補佐した行政家・建築家・技術者の群の中にあつて一際光る人物である。^③第二に、齎つてこの公庫の評議会 Comité consultatif の委員を見ると、フランス銀行総裁ダルク伯 Comte d'Argout、国立信用銀行総裁ギユモ Guillemot、大蔵省資金局長デュチニール Dutillieul というような錚錚たる連中が顔を揃えていた。^④したがって、パン金融公庫は、行政上オスマン体制（比喩的に「オスマン王朝」とさえ呼ばれた行政の組織と人材）の一翼を担うものであったと同時に、国家中枢の金融機関の強力な支えを得ていたと言えよう。

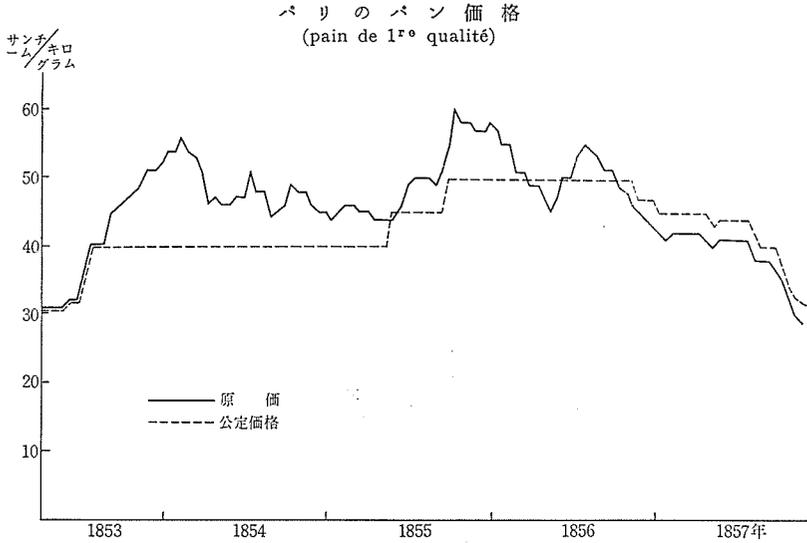
なお、公庫の運営は、性質上強力な経済統制が存在していなければ不可能であったから、公庫発足と平行してパン屋に対する統制が強められることとなり、そのための種々の措置が検討に検討を加えられ、一八五四年秋に勅令として公布施行される。^⑤

① *Commission d'exp... procès-verbaux*, année 1853, pp. 279-282, et pp. 283-284.

② ムリ市とセーム界に関するこの問題がなぜ中央政府の審議機関である國家参事院の審議にかけられなければならなかったか、と言へば、第二帝政の初期に行政の地方分権化を行なつた際に、ムリの食糧問題に関するものは地方自治の原則から除外されて、なお中央政府の許可承認を要するものとしても残されたからである。Article 7 du décret

du 25 mars 1852 concernant la décentralisation administrative (DUVERGIER, *Coll. des Lois*, année 1852, p. 254). *ラゴウヤツ*、ムリのパン問題の重要性が中央政府にも認識されていたことの証左であらう。

③ HAUSMANN, *Mémoires du baron...*, t. II, pp. 349-353.
④ パン券の交付を受けた人々の中にはあるものはパン券を金にかえてアルノールに酔いしれるのに費やし、あるものは幽霊人口を作り出し



HORII (T.), *La Caisse de la Boulangerie...*, p. 119.

し偽りの申告をして、不当な交付を受けるなど、法網をくぐるものもあった。
オスマンはそれを強調したのである。

- ⑤ Note du Préfet de la Seine à l'Empereur, en date du 8 décembre 1853.
- ⑥ *Monsieur universel*, année 1854, p. 245, n° du 3 mars.
- ⑦ Décret du 27 décembre 1853, portant sur la création de la Caisse au service de la boulangerie de Paris et de la banlieue. Décret du 7 janvier 1854, sur l'organisation de la Caisse de service de la Boulangerie.
- ⑧ Arrêté du Préfet de la Seine, 12 janvier 1854, fixant les heures d'ouverture et de fermeture de la Caisse. なお、専従事務員 8 数は三十三名で始まり、一八六一年には三十三名に達した。 *Compte de la Caisse*, années 1853-1855, p. 50; année 1861, p. 43, etc.
- ⑨ Arrêté du Ministre de l'Agriculture, du Commerce et des Travaux publics, en date du 7 janvier 1854.
- ⑩ HAUSSMANN, *Mémoires*, t. II, p. 354.
- ⑪ ヴェルチエが他界した時、「ジエルナル・オ・デム」紙に丁重な追悼文が掲げられたが、その中で故ヴェルチエは「オスマンを助けたマルグラン・アルフォン・バルタール」ジョンなど一級の人物に並入られて讃えられている。
Journal des Débats, Bibl. nat. Lc 2151, n° du 12 décembre 1898, p. 3.
- ⑫ Article 15 du décret du 7 janvier 1854. *Compte de la Caisse*, années 1853-1855, p. 44, note (1).
- ⑬ Décret du 1er novembre 1854, concernant l'organisation de la boulangerie au département de la Seine. 各巻附録の「レポート」 HORII (T.), *op. cit.*, pp. 90-99.

五 差額貸与金の交付

A 店頭にて

一八五三年の九月から、セーヌ県のパン屋の店先ではそれまでと違った風景が現われた。通常の慣習では一箇いくら何パンというように、切りのよい値段に合わせてパンの形や重さを一定にし箇数売りをしていたものであるが、これは禁止されて、すべて目方売りになった。^① 公定価格を徹底させるためである。パンは二種類。一等級に格づけされたパンは一キロ当り四〇サンチームの割合で、二等級に格づけされたパンはキロ当り三二サンチームの割合で計り売りを強制された。^② (一八五五年五月一日からは、それぞれ四五サンチームと三八サンチームに公定価格を値上げ。^③ 更に同年九月一日からそれぞれ五〇サンチームと四二サンチームに値上げ。^④ その上、どのパンにも一律に意味ありげな数字が押印されてあって、その数字は、そのパンを製造販売するパン屋の登録番号と一致していた。^⑤ この方法によってパン屋に対する治安当局の監督が行き届く筈になっていた。

時に見慣れぬ客がしばしば訪れてパンを多量に買い込んで行くことがあるようになったのも奇妙なことの一つであった。それは次のような次第である。公定価格制と相殺方式はセーヌ県内のみに施行されたものであったから、近隣諸県のパン価はずっと高く、その差はキロ当り十数サンチームに及んだ。したがって、セーヌ・エ・オワーズ県やセーヌ・エ・マルヌ県の住民が一部パリおよび近郊へ入り来ては安価なパンを買い漁り、逆にセーヌ県内の不心得者が安価なパンを県外へ持ち出して高く売りさばいた。この行為には勿論禁令が出ていた。^⑥ そして特に静かな町々のパン屋には、自分の糧だけを求めるなじみの客と禁令にそむくよそ者とは区別がつく筈であったが、實際上パン屋は売り上げを多くするために必ずしもよそ者に売らなくはなかつたようである。^⑦ ただ、どれほどの量のパンが県外に流れたかを推算する史料は全くないのであって、県内におけるパンの生産・消費量の月変化と年変化を数年間たどることによって、県外流出量はさほど大きくは

ないと漠然と言えるだけである。パンにパン屋の番号を押印するという制度も、流出を抑制することに少しは役立つかもしれない。

パン屋の内情はまた込み入っている。パン屋には、種々の申告の義務が課せられている。小麦粉の購入などは細大洩らさず遅滞なく申告せねばならぬばかりか、手形は切らねばならぬ。貸与金交付の申請をせねばならぬ、などなど、本来職人であるに過ぎないパン屋は大いに戸惑った。そして申告内容のごまかしをしなかったわけではない。

例えば、パン屋は半月毎にパン製造の状況を申告し、その申告が事実に基づいて正確になされたものであるかどうかは、同業組合幹事や公庫が査察することになっていた。ところが、この制度が発足して日が経たないのに、行政当局はもう虚偽の申告に目を光らせねばならなかった。というのは、相殺方式においては、パン高騰期すなわち貸与金交付期には、パンの製造販売高が大きく申告すれば大きい程、受け取る貸与金の額は大きくなる。そしてこれは通常の債務ではないから、実際の販売高より大きく申告すれば、貸与金のもらい得になるのである。（この反対に、パン価低落期すなわち差額取立金納付期には製造販売量を小さく申告すれば、不正の利得を懐にできるということになっている）。そこで、一八五三年九月の後半の半月の分と次の一〇月の前半の半月の分と、申告書上のパン製造販売量を集計して見れば、後者の総計が前者の総計をかなり上回っていて、その差は約八万人の消費人口が急増したのに相当するくらいであった。これは、人口の季節的增加（パリは夏期に人口が少なく冬期に多い）やパンの県外流出などを考慮に入れてもなお説明しきれず、申告の不正、水増し記入によるものではないかという疑いが残った。パリ警視庁に残るある文書は、次のようなことを物語ってくれている。同業組合幹事も入った当局者が、九月分から十月分へ特に量を増して申告したパン屋を狙って、泊り込みの査察を行ない、ようやくにしていた一人のパン屋ドクロアながしを挙げ、どうも過大の申告をして貸与金の不正獲得を狙ったらしいということをつきとめた。以後、しばしばこの種の違反の摘発は絶えなかった。なおこれらの違反は、やがて経済上の自由主義者が相殺方式廃止論を唱える際に格好の口実となるのである。

B 交付額

各種の不正を経済統制についてまわる必要悪として見過すならば、貸与金の交付は目ざましい成果を挙げた。一八五三年秋から五六年秋までの三年間あまり、キロ当り原価が五〇サンチームを下らず、一八五三年中、五四年中、五五年中、五六年中の最高値がそれぞれ五二サンチーム、五六サンチーム、六〇サンチーム、五七サンチームであったにも拘らず、消費者価格は、この期間の過半を四〇サンチームに据え置くことができた。この維持のために差額貸与金がキロ当り一六サンチームの時さえあり、交付された総額は五三五万七九四七フラン一五サンチームにのぼった。

この総額を、パリを含めたセーヌ県全体の世帯数で割れば八九フラン八三。つまり一世帯当りほぼ九〇フランの補助をしたことになる。この中、もっとも重要な年である一八五四年、そしてパリ市内だけを例に取れば、人口一〇〇万人に対して二〇〇万フランの貸与金、つまり年間一人につき一八フラン五〇の補助に相当するという勘定になる。ここで実例として、扶養家族三人の大工さんという庶民を登場させると、同年の年間生活費は一〇四四フランであったから、全家計費の七パーセント強は相殺方式の恩恵を受けたことになる。この計算は仮にこの家族のパン消費が平均量にあるものとして計算したのであって、一般に庶民はパンの消費量が大きいから、貸与金の交付は家計支出の一〇パーセントぐらいを軽減したと考える方がより妥当である。

補助がかくも大きな額になろうとは、初め当局は予想していなかった。なにしろパリの年間予算総額が六〇〇〇万フランそこそこの当時のことである。行政当局が一年九ヶ月目に公定価格を値上げしたのは、原価との差額を小さくして貸与金交付額の膨張を抑えようとする目的もあった。それほどにこの交付額はパン価対策として記録的であった。

実際の支払が果して『会計報告書』通りに円滑に行なわれたかどうかは、全期間については不詳である。わかる期間の中、一八五五年一二月現在を例に取れば、未支払分が一月と一二月分のみである。このことは、貸与金申請から交付までの手続が複雑なことを考慮すれば、割合遅滞なく支払われていたことを示すと言えよう。

表 貸与金の交付

年	貸与金 (差額 キロあたり サンチーム)		交付額 (年間) フラン	累 計
	最低額	最高額		
1853	5	19	8,532,820.79	8,532,820.76
1854	4	16	24,888,467.05	33,421,287.81
1855	1	10	15,716,736.96	49,138,024.77
1857	1	7	4,419,922.38	53,557,947.15

C 資金の調達

巨額の資金をどのようにして調達したかは興味ある問題である。元来、相殺方式が採用された理由の一つは、前述のように、行政府がパン価対策に財源の一部を当てることを不可能または不利な策であると見たからであった。事実また貸与金交付期の三年間は、行政当局は公庫に全く資金を融通していない。詳細を言えば、市が公庫の業務開始の時点まで八五〇万フランを立て替えていた事があったが、それは間もなく公庫が市へ返済したし、また公庫が県から寄付金と貸付金を受けるのは一八五七年以降、つまり貸与金交付期が終ってしまった後のことになる。^⑭

翻って、公庫への預金額の変動の跡を見ても、預金総残高が資金需要額の一割にさえ達したことがないから、預金が公庫の資金の供給源であったとは言えない。^⑮

結論を言えば、それは公庫債の発行とその大成功による。この金融債の引き受け手は、フランス銀行、クレディ・モビリエ銀行、ロスチャイルドなどもまじっていたが、大半は一般の人びとであった。^⑯

金融債発行の成功については、種々の原因が考えられる。債券が県や市に保証されていたから、応募者に安心感を与えたということもあろう。また、利回りが他の債券の場合に比べて高かったことも有力な原因である。特に公庫がもっとも多額の資金を必要とした頃に発行された債券の利息が高く、したがって、それだけ多くの応募者を集めている。^⑰ なお、これらの諸点についての詳細な分析は、改めて草する別稿に譲りたいと思う。

- ① Arch. Préf. Police DA 362. Vente du pain au poids. Application de l'Ordonnance du 2 novembre 1840.
- ② 詳細に言えは、高級なパンは其の公定価格制から除かれていたが、それは其の上では問題にならなかつた。
- ③ Arch. Préf. Police DB 306. Circulaire du Préfet de police, du 14 mai 1855, concernant la majoration de la taxe...
- ④ Extrait du Registre des délibérations du Conseil municipal, sur la majoration de la taxe, séance du 3 septembre 1855 (*Compte de la Caisse*, 1861, annexe 2, pp. 54-55).
- ⑤ Arch. Préf. Police DB 306. Lettre du Préfet de police, en date du 24 février 1854, concernant la marque sur le pain.
- ⑥ Instructions complémentaires du Préfet de la Seine, du 28 septembre 1853, sur la taxe du pain (*Recueil des actes administratifs*, année 1853, pp. 307-308).
- ⑦ Arch. Préf. Police DB 360 dossier 5. Lettres des syndics des boulangers de Paris, en date du 1er octobre 1853.
- ⑧ 一八五四年から六三年までの一〇年間のパンの製造販売量は、平均二、九三四万キログラム。最高の年（一八六一年）は平均より三・二一キログラム増、最低の年（一八五四年）は平均より四・八一キログラム減である。《Relevé général des quantités de pain fabriquées par les boulangers du département de la Seine...》 dans les volumes du *Compte de la Caisse*.
- ⑨ Arch. Préf. Police DA 360. Lettre du Préfet de la Seine, adressée au Préfet de police, en date du 7 novembre 1853.
- ⑩ Arch. Préf. Police DA 360 dossier 5. Lettre et note des Syndics, adressées au Préfet de police, en date du 16 novembre 1853.
- ⑪ *Compte de la Caisse, années 1853-1855*, p. 34.
- ⑫ パリ市の人口は、一八五一年、一〇二万一五三〇人。一八五六年、一、一五万一九七八人。 *Recherches statistiques sur la ville de Paris...*, t. 6, p. 8.
- ⑬ STATISTIQUE GENERALE DE LA FRANCE, *Salaires et coût de l'existence à diverses époques jusqu'en 1910*-Paris, 1911, pp. 52-56.
- ⑭ 都知事は、例えば近郊区だけを最初の一年間六〇〇万フランへの交付せよとの見解を述べた（Mémoire soumis à la session ordinaire de la Commission départementale, le 15 novembre 1853）。が、実際の一年間総額一〇〇〇万フランを越す交付額となり、しかもパン高騰は更に二年間も続くとしていた。
- ⑮ 一八四七年から五一年の五年間のパリ市の総支出は、二億九二八万三〇〇〇フランであった。 *Moniteur universel*, année 1852, p. 1913, n° du 20 novembre. したがって年間六〇〇万フランへの交付であった。
- ⑯ *Compte de la Caisse, années 1853-1855*, p. 51.
- ⑰ HORII (T.), *op. cit.*, p. 169, graphique n° 22.
- ⑱ 預金残高が高かった時点の一八五五年一二月末でも、三五〇万フランに過ぎない。この時、公庫は五〇〇〇万近い資金を貸付金として交付して来たから、この場合は、預金残高は資金需要のわずか六七パーセント相当にしか過ぎなかつた。
- ⑲ HORII (T.), *op. cit.*, p. 162.
- ⑳ *Ibid.*, p. 165, graphique n° 21 et p. 166, tableau n° 1.

展 望——結論にかえて——

ジョレスが言っていることだが、パンの問題を単に一つの社会問題としてのみ小さく限ることはできない^①。それは、かつて民衆運動を誘発しただけでなく、行政のあり方や社会思想とも深く関わり合いをもっている。

アンシャン・レジームのある時点から、もはや多数の餓死者を出すというような大飢饉は姿を消した。けれども、それにかわって、凶作のためにパン価が法外に騰貴するという型の危機が一八、九世紀に断続して起こった。これは、二〇世紀における消費者物価の騰貴よりずっと鋭い高騰であったということは、本稿が紹介した危機を例として考えれば、明らかである。

この型の危機は、パリの場合で言えば、第二帝政の後半一八六〇年代には、もはやはっきりと識別できなくなっていく。一八六一年も六七年もひどい凶作に見舞われたが、パンの原価の高騰は、一八四六年や、五三〜五六年の凶作の時よりずっと鈍いように思われる。分析をなお要することではあるが、ラブルス流の用語「旧型経済」を借用すれば、一八五〇年代まで「旧型」の名残りが強かったと筆者は見ている。六〇年代以後への変化がやって来たのは、第二帝政期における鉄道の急速な発達や自由貿易の伸張などが食糧輸送を画期的に容易にしたためであろう。また、消費人口が停滞して行くのに対し、食糧生産が増大を続けたためでもあろう。^②

数ヶ月の間にパンが二倍に値上りすれば庶民の生活費が二、三割も跳ね上がったことは、本稿の事例でわかる。このようなことが、労資問題などとは次元を異にしたところで、数年に一度は起こった。ここにもし政治危機が並んであれば、この社会危機は政治革命の一因にもなり得た。本稿が扱った第二帝政成立直後は、反政府勢力が潜在していて、やがて一八五七年、五八年と次第に顕在化して行こうとしている時期であった。折りしも大きな食糧危機がやって来て、為政者はそれが政治革命を誘発しまいかと恐れた。本稿が扱ったものは、行政当局が巧みな政策によって見事に危機を乗り切って

事無きを得たという成功例である。

国王が慈しみをもって困窮者にパンを与えるという策から公定價格制に至るまで、フランス史上に見られる危機克服の策は数多い。その中であって、相殺方式は、行政当局の財政上の負担に全くならないという特色をもっている。これは、当局が常づね扶助金の捻出に悩んで来たことを考えれば、財政史上画期的なことであった。また、この方式が社会保障の一種であるといっても、受益者が困窮者に限られず消費者一般であり、負担者も階層の別のない消費者一般であった。この点もユニークである。

勿論、このことは、この政策の採用自体も特定階層の利益にこだわっていないということでは決してない。見方によっては、社会保障を大衆課税によって行なうものだ、と言えないことはない。また、統制をなぜ小麦粉の段階で行なわず製パンの段階で行なったのか。この点は、証明すべき史料が見つからないとは言え、筆者は、製粉業者の利益が守られたのではなからうかと疑っている。

一般に、相殺方式のような統制経済が運用されるためには、統制を押し進める政体が望ましい。この点で、第二帝政初期のいわゆる「専制帝政」*Empire autoritaire* は好都合であった。それが、後期に「自由帝政」*Empire libéral* へと転回して行く過程で、相殺方式などの統制経済が自由主義の名で廃止されて行くのであるから、相殺方式と専制帝政とは生死運命を共にしたといえよう。また、第二帝政期における官僚と行政組織の発達と整備もまた、パン金融公庫の運営のようなかなか技術の要る政策を可能にした。勿論逆に、社会政策が行政組織を発達させたとも言えようが、とにかく、相殺方式はもし第二帝政以前の時代であったならば、行政技術上の問題として成功が疑わしかったろうと想像できる。もっとも、皮肉なことに、官僚行政組織の発達にはマイナスの面もあって、セクシヨナリズムが災して、事の運びがしばしば渋滞したのであったが。

パリのパン問題は、第二帝政下だけを取っても、一八五七年から六三年の差額取立金納付期と一八六三年から七〇年の

関税徴収期の諸問題が、本稿の中には納め切れず残された。また、第一帝政下の公定価格制や、王政復古・七月王政下のパン引換券発行策なども、研究史上誰も足を踏み入れたことのない地平として残されている。

〈附記〉もとの仏語論文の一つの章をここに紹介するに当って、筆者は当然のことながらもとの部分を省略したり説明を変えたりして読み易くしようとした。そこで、もし、むしろ史料や詳細な点を知りたい方があれば、本稿では不十分なので、もとの論文、とくにその脚註と史料目録を参照して頂ければ幸いである。タイプ騰写印刷のものを、御好意によりいくつかの研究機関に寄託させていたたいている。^⑤

① «La question des subsistances est trop vitale, trop poignante pour être proprement une question sociale».

② HORII (T.), *op. cit.*, p. 116, graphique n° 13 à la page 119, et p. 213.

③ 人口の停滞と食糧生産の増大とについては、拙稿「飢餓よりの逃走——一九世紀フランス社会史小景」(『西洋史学』第七一号、一九六六年、第三節。

④ 例えば、ハイ一四世が一六八三年に行なった。

⑤ 東京大学、名古屋大学、京都大学の各文学部史学科図書室、パリで Archives de Paris, Archives de la Préfecture de police, Bibliothèque administrative de la Préfecture de Paris, Bibliothèque historique de la ville de Paris, Bibliothèque de la Maison du Japon, Bibliothèque de la Sorbonne, Bibliothèque nationale.

(京都産業大学経済学部助教)

La Hausse du Prix du Pain et les Mesures

Prises à Paris, de 1853 à 1856

Par

T. Horii

La France au XIX^e siècle produisait dans les années moyennes assez de céréales pour suffire à sa consommation, mais la production variait d'année en année, et les années de mauvaise récolte le prix de la farine et du pain montait considérablement.

En 1853 il y eut une très mauvaise récolte après cinq années d'abondance, et le prix du pain passa en six mois de 30 à 50 centimes le kilogr. ; ce qui provoqua des agitations populaires. Des mesures furent prises pour faciliter l'importation de grains et farines et accélérer le transport intérieur des denrées agricoles, et le pain fut taxé à 40 c. Haussmann, qui avait pratiqué à Nérac et à Blaye l'expérience de la compensation, décida de l'appliquer à Paris et dans le Département. Il lui fallut convaincre la Commission municipale, la Commission départementale et le Conseil d'Etat pour obtenir la création de la Caisse de service de la Boulangerie (décret du 27 déc. 1853) qui fut organisée par la décret du 7 jan. 1854.

Le rôle de la Caisse était d'abord d'appliquer le système de compensation, c'est-à-dire verser les avances en période de détaxe (prix de revient supérieur à la taxe) et les récupérer, plus tard, en période de surtaxe (prix de revient inférieur à la taxe). On trouve que la Caisse de la Boulangerie déboursa, de 1853 à 1856, une somme énorme : 53,557,974 Fr. 15 c. en tout ; ce qui équivalait 89 Fr. 8 c. par ménage. Grâce à ces avances. tout les habitants du département de la Seine purent acheter leur pain à 40 c. le kilo (puis 45 c., et enfin 50 c.), bien que le prix réel ait été élevé même jusqu'à 60 c. le kilo.

L'originalité de la Caisse se manifeste de trois points de vue différents : historiquement elle fut la seule avec son analogue à Limoges à appliquer entièrement la compensation, ce qui contribua à la paix sociale ; financièrement elle resta indépendante de l'administration municipale et de l'Etat ; socialement tous les consommateurs, sans distinction de classe, furent ses bénéficiaires.